

公的研究費等の不正に係る通報等に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、「くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の管理・監査に関する規程」第14条に定める、公的研究費等の不正に係る告発等を受けた場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(告発等の受付方法)

第2条 告発等の手続きは、電話、電子メール、書面及び面会とする。

(告発者等の保護)

第3条 告発者等の個人情報の保護のため、告発者等の氏名、所属、告発内容等、その他告発者等を特定する個人情報は、告発者等の同意が得られた場合のみ公開できる。

2. 告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いを行わない。

3. 告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じる。

4. 告発者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者は、学内規程の定めに従い処分を行うことがある。

(告発等の取扱い)

第4条 告発を受けた、告発窓口は直ちにその詳細を、最高管理責任者に報告するものとする。

2. 最高管理責任者は、統括管理責任者、公的研究費コンプライアンス推進責任者、経理管理責任者、その他必要と認めるものと協議の上、告発を受けた時から30日以内に告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

3. 前項の規定は、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合にも適用する。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、前項により調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し調査を実施する。

2. 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその程度、不正使用の相当額等について調査する。

3. 調査委員会は、次の各号に掲げる者を以て構成する。

(1) 最高管理責任者

- (2) 統括管理責任者
- (3) 公的研究費コンプライアンス推進責任者
- (4) 最高管理責任者が指名した教職員
- (5) 本学に属さない第三者の学識経験者等（弁護士、公認会計士等）のうちから理事長の指名した者

(予算の執行停止)

第6条 最高管理責任者は、前条の調査期間中、必要と認めるときは、被告発者等の調査対象となっている者に対し、当該研究費及び本学の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第7条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(配分機関への報告及び協力)

第8条 調査委員会は、調査の実施に際して、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2. 調査委員会は、告発等の受付から210日以内に、次の各号に掲げる事項を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。

- (1) 調査結果
- (2) 不正発生要因
- (3) 不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況
- (4) 再発防止計画

3. 事情により前項に定める期間内に調査が完了しない場合は、調査の中間報告書を配分機関に提出するものとする。

4. 前2項の規定に係らず、調査の過程であっても、不正の一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

5. 前3項の規定に係らず、配分機関から要請がある場合は、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

6. 前各号の他、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(懲戒の種類及び手続)

第9条 調査の結果、不正が認められた場合の、懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等については、くらしき作陽大学・作陽短期大学就業規則及び学内諸規程に定めるところによる。

(運用等)

第10条 この要領に定めのない事項及びこの要領の運用に必要な事項は、学内諸規程及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）を参考に学長が決定する。

(改廃)

第11条 この要領の改廃は、「くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の管理・監査に関する規程」に定める統括管理責任者・公的研究費コンプライアンス推進責任者・経理管理責任者の意見を聴いて最高管理責任者が行う。

附則

1. この要領は、平成27年4月1日から施行する。
1. この要領は、平成28年2月17日に一部改正し、同日から施行する。
1. この要領は、2020年4月1日に一部改正し、同日から施行する。
1. この要領は、2022年（令和4年）4月1日に一部改正し、同日から施行する。